

別記 技術基準 (第4条関係)

本基準は、長期的観点から市民に良質で安全安心な生活環境を持った宅地等を供給するための社会基盤施設(道路、公園、緑地、雨水排水施設等)を整備する技術基準を示したものである。

よって、今後の社会情勢、経済状況を勘案しながら、国の関係法令、政令、省令、県の規程等にも十分配慮し、市管理担当課と綿密な協議を行いながら、必要に応じて適切に運用していくものとする。

第1 道路

1) 道路計画

1. 開発区域内では、発生交通量、居住者の動線等を考慮し、開発区域の面積に応じて、次に掲げる道路のうち、必要なものを適切に配置するものとする。また、これらの道路の配置にあたっては、居住者の安全について配慮するとともに、居住環境を害することのないよう十分に検討を加えなければならない。

(1) 区画幹線 開発区域の骨格となる住区内の主要な道路

(2) 区画道路 開発区域の区画を形成し、画地の交通の用に供する道路

(3) 歩行者専用道、自転車専用道及び自転車歩行者道 専ら歩行、自転車の通行の用に供する道路

2. 区画幹線を設ける場合は、開発区域内の各敷地から概ね120m以内に配置されるよう計画するものとする。

3. 都市計画道路が開発区域内を通る場合は、開発区域内の道路との接続を最小限にとどめるものとする。

4. 主として住宅建築の用に供する目的で行う開発行為の開発区域内の区画幹線は、開発区域外の幅員6m以上の道路、その他の開発行為にあつては幅員9m以上の道路に接続することを原則とし、開発区域周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められるときは、小規模の開発行為に限り4m以上の道路に接続することができるものとする。

5. 開発区域が幅員6メートル未満の道路に接する場合は、原則としてその道路の中心線より3メートル以上後退して道路を築造するものとし、後退した敷地は道路敷として整備した道路用地は市へ帰属すること。

また、幅員6メートル以上で道路側溝の未整備な道路に接する場合は、開発区域側に後退して道路側溝を整備するものとする。後退した用地は、公共用地として市へ帰属等するものとする。

2) 道路構造

1. 道路の構造は、道路構造令（昭和45年政令第320号）によるものとする。
2. 開発区域内に設置する道路の幅員は、開発区域の規模、その道路の種類に応じて次の表を標準とする。

区 分	幅 員	設計速度
区画幹線	9 ~ 12 m	30 ~ 50km/h
区画道路	6 m以上	20km/h

3. 道路幅員構成については、有効幅員6m以上を確保すること。

3) 道路形態

1. 道路は、通り抜けできる形態とし袋路状としないこと。
2. 道路は階段状でないものとする。
3. 道路を同一平面で4以上交差させないこと。
4. 道路には路肩を設けるものとする。なお、路肩は、有蓋側溝でもかねることができる。
5. 道路に敷設される側溝は耐久性の高い強固なものを使用すること。また、側溝水路がサイフォン、架樋となる構造は避けること。
6. 曲線部の交差点は設けないこと。

4) 平面線形

1. 主要な道路の線形は滑らかな形状とし、曲線は設計速度に応じ適切な長さをとるものとする。
2. S字曲線間には、適切な緩和区間を設けるものとする。
3. 曲線部には、必要に応じ片勾配を付け拡幅するとともに、前後に緩和区間を設けること。
4. 車道縦断勾配、横断勾配に配慮し、車輛走行が円滑になるように計画すること。

5) 縦断線形

1. 道路の縦断勾配は、道路種別に応じて、次に掲げる値を標準とする。ただし、地形等によりやむをえないと認められ、かつ、交通安全上支障がない場合には、小区間に限り特例値を加えた値以下とすることができる。

区 分	縦断勾配	特例値
区画幹線	6%以下	2%以下
区画道路	9%以下	2%以下

2. 縦断勾配（流水勾配）の最小値 0.3% 以上とすること。
3. 縦断勾配変移点には、設計速度に応じ所要の縦断曲線を設けることとする。
4. 区画幹線の縦断線形は小区間で勾配を変化させないこと。
5. 縦断線形の頂部及び底部には、小半径の平面曲線を入れてはならない。
6. 平面線形で曲線半径が小半径の区間では、緩やかな縦断勾配にすること。
7. 主要な道路がその他の道路と接続する場合は、主要な道路の縦断勾配を変化させないこと。
8. 道路の取り付け部分については、主要な道路の場合 10メートル、区画街路の場合 5メートル程度の水平区間（縦断勾配 2.5% 以下）を設けて接続させること。
9. 縦断勾配の制限長は、次に掲げる値を標準とする。
 - (1) 縦断勾配 6% を超え 7% 以下 （制限長）300メートル
 - (2) 縦断勾配 7% を超え 9% 以下 （制限長）200メートル

6) 交差

1. 道路の平面交差は、直角または直角に近い角度とすること。
2. 交差部は次の表（隅切長は斜長）を標準に隅切を設けることとする。なお、曲線による隅切及び片側のみの場合の隅切長については、別途道路管理予定者と協議するものとする。

接続道路幅員 m 計画道路幅員 m	16	12	9	6
12	8	8		
	6	6		
	5	5		
9	6	6	6	
	5	5	5	
	4	4	4	
6	5	5	5	5
	4	4	4	4
	3	3	3	3

上段 交差角 60° 前後の場合
 中断 交差角 90° 前後の場合
 下段 交差角 120° 前後の場合

7) 横断勾配

1. 道路には、片勾配を付ける場合を除き次の横断勾配によるものとする。

区 分	勾配
車 道	1 . 5 % ~ 2 . 0 %
歩 道	1 . 5 % ~ 2 . 5 %

8) 舗装構造

1. 開発区域の道路は、アスファルトまたはこれと同等以上の強度耐久力を有する舗装をほどこすこと。また、区画幹線道路以上の道路はアスファルトまたはコンクリート舗装とし、その他の道路は、アスファルト舗装とする。なお、舗装する際の舗装厚その他については、日本道路協会の「アスファルト舗装要綱」及びその他の関係基準等を標準として道路管理予定者の指示によるものとする。

9) 歩道、歩行者専用道路

1. 幅員 9 m 以上の道路は、歩車道を分離すること。この場合歩道は縁石または歩車道境界ブロックその他これに類する工作物によって車道から分離するものとする。
2. 歩道の有効幅員については、2 . 0 m を標準とする。
3. 開発区域においては、共同施設等に対する歩行者の動線、非常時における避難路としての利用等を考慮し、必要に応じて歩行者専用道道路を設置するものとする。
4. 歩行者専用道路の幅員は、その利用者数、利用方法等を勘案して決めるものとするが、原則として 1 . 5 m 以上とする。
5. 歩行者専用道路の線形、勾配、路面構造等は円滑な通行に支障がないものであるとともに、自動車交通を遮断し、歩行者の安全を確保すること。
6. 車道から民地への乗り入れ構造（乗り入れ幅や構造諸元等）は、国及び県の技術基準に準拠すること。

10) 道路構造物

1. 夜間における交通の安全と円滑化のため、主要な道路の交差点等で必要がある場合、道路管理予定者等と協議のうえ照明施設を設置するものとする。
2. 交通の円滑化・安全とともに、事故の防止等を図るため、道路管理予定者及び関係機関等と協議のうえ、必要な交通安全施設、道路標識及び路面表示による区画線を設置すること。
3. 道路屈曲部または交差点等の見通しの悪い箇所等には、カーブミラーを

設置すること。

- 4．道路が部分的に拡幅された箇所等には、危険を防止するため視線誘導標（デリネータ、反射体）等を設置すること。
- 5．照明施設及び電力供給用の電力動柱等の建柱位置は原則として宅地内とする。ただし、宅地内に建柱できないやむを得ない理由がある場合は、道路管理予定管理者等と協議し位置を決めるものとする。
- 6．歩道を有する道路では、地下埋設物は原則として歩道に埋設すること。
- 7．道路とその他施設との境界を明示するため、境界杭等を変化点及び20メートルごとに設置すること。

第2 公園、緑地等

1) 全体計画

- 1．開発区域内には、環境の保全、災害の防止、非常時における避難及び居住者のレクリエーション等の用に供するため、適当な面積を有する公園、緑地等を有効に利用し得るよう配置するものとする。
- 2．公園、緑地等の設置にあたっては、その面積を原則として次表に示す値とする。

開発区域の面積	公園、緑地面積
0.3 ~ 5 ha	公園、緑地等の面積の合計が全体の3%以上。 公園は1箇所150㎡以上
5 ~ 20 ha	公園、緑地等の面積の合計が全体の3%以上。 公園の面積は1箇所300㎡以上で、1,000㎡以上の規模のものが1箇所以上。
20 ha 以上	公園、緑地等の面積の合計が全体の3%以上。 公園の面積は1箇所300㎡以上で、1,000㎡以上の規模のものが2箇所以上。

2) 公園

- 1．公園等の位置については、公園管理者と協議のうえ決定するものとする。
- 2．公園の形状は、有効な利用を考慮し、細長にすぎない長方形又はこれに近い形で、遊戯施設、植栽、その他の公園施設が有効に配置できるものとする。

3) 公園に関する技術的細目

- 1．公園の設計にあたっては、次に掲げる事項を遵守し、施工すること。
(1) 公園の出入口は、幅4メートル以上を取り、車止め（抜き差し用）

を設置すること。また、公園と道路とに段差があるときは、スロープ等を設けて幼児及び身障者への配慮を行うこと。

- (2) 公園には雨水等を有効に排出するための適切な施設を設置すること。
- (3) 公園を調整池の機能と併用する場合は、浸水しない敷地部分を設けてそれと併せ一つの公園として利用するものとし、浸水する区域の面積は浸水しない区域の面積を超えてはならない。ただし、敷地面積が300平方メートル以下の公園においては、浸水しない部分の面積を150平方メートル以上とすること。また、浸水する区域は、運動広場等で利用し、植栽、遊具等の施設は浸水しない区域に設けること。浸水する区域の浸水深さは、30センチメートル以下とし形状に関しては、公園管理予定者と協議すること。
- (4) 公園の境界は、フェンス（布基礎とする）または生け垣を設け敷地境界には、境界標を設置すること。
- (5) 植栽については、緑陰と防風を考慮し、樹種の選定、植え支柱方法等を公園管理予定者と協議すること。

4) 公園施設の設置基準

1. 公園に設置する遊戯施設等は、次の表を基準とする。

施設の種類	公園面積（該当施設印）		
	200㎡未満	200㎡～500㎡	500㎡以上
フェンス等			
車止施設			
遊具施設	（2点以上）	（3点以上）	（4点以上）
ベンチ			
植栽			
門柱			
照明灯			
水飲み場			
自転車置場			
その他			

その他の施設は、園名版、注意看板等である。

- 2. 遊戯施設は、ステンレス製または公園管理予定者が認めたものとし、事前にカタログ等で協議すること。また、すべり台等の降り口には、セフティーマットを設置すること。
- 3. フェンスの高さは1メートル以上とし、製品は亜鉛引きフェンスまたはステンレス製とする。

5) 公園台帳

1. 公園台帳を作成し、提出するものとする。添付する図書は次のとおりとする。
 - (1) 確定図 (A3)
 - (2) 平面図 (A3)
 - (3) 施設構造図 (A3)
 - (4) 埋設物平面図 [電気、水道] (A3)
 - (5) その他必要な資料

6) 緑地

1. 緑地は、自然地の保全 (自然緑地)、環境及び景観の改善 (修景緑地)、土地利用の異なる区域相互間の緩衝、公害及び災害の防止 (緩衝緑地)、非常時の避難場所 (避難緑地) 等の目的のため、必要に応じて配慮すること。

第3 雨水排水

1) 雨水排水計画

1. 土地開発者は、雨水排水施設の計画にあたり、開発区域周辺及び上・下流流域の現況を調査し、溢水等の被害が生じることのないよう計画するものとする。

2) 水路形態

1. 水路は適正な水路形態を確保するとともに、流水阻害のないように配慮するものとする。

3) 雨水排水基準

1. 土地開発者は開発区域の面積に応じて、次の規定に基づき雨水排水計画を行うものとする。
 - (1) 土地開発の面積が1ヘクタール以上の場合は、石川県の「雨水排水協議基準」及び「調整池設置要領」によること。
 - (2) 土地開発の面積が0.3ヘクタール以上1.0ヘクタール未満の場合は、「かほく市小規模開発雨水排水協議基準」によるものとし、当該雨水排水施設は河川その他公共の用に供している排水施設の管理者の指示に従い、放流先の能力、周辺の状況等を考慮し設置するものとする。

4) 構造

1. 土地開発等により設置される水路及び調整池等は、堅固で耐久力を有す

るものとし、原則として現場打ちコンクリート構造とするものとする。ただし、管理者と協議し二次製品を使用する場合はこの限りでない。

5) 維持管理

1. 土地開発等により設置される雨水排水施設の維持管理は、施設が管理引継されるまでの期間は、土地開発者の責任において維持管理を行うこと。
2. 個人施設として設置される雨水排水施設は、開発行為者の責任で維持管理を行うこと。

第4 給水施設

1) 給水計画

1. 開発区域には、開発区域の規模、居住予定人口及び予定建築物の用途ならびに敷地の規模および配置等を勘案して、かほく市水道事業管理者（以下「水道管理者」という。）と協議のうえ、当該開発区域において想定される需要を満たすことが出来る能力および給水施設を設置すること。
2. 開発区域が、かほく市水道事業の給水区域内である場合は、原則として水道管理者の設置する水道施設から受けることとし、給水区域外にある場合は新たな水道施設を設ける他、他水道施設からの給水を受ける場合は、その水道管理者と協議しなければならない。

2) 給水施設

1. かほく市の水道施設から給水を受ける場合の給水施設は、かほく市水道事業給水条例（平成16年条例第165号）及びかほく市水道事業給水条例施行規程（平成16年水道事業管理規程第9号）に基づき設置すること。
2. 水道法（昭和32年法律第177号）の規定に基づく新たな水道事業を経営する場合は、事業認可が必要であり事前に産業建設部上下水道課と協議しなければならない。

第5 下水道

1) 下水道の協議等

1. 土地開発者は、開発区域が下水道（公共下水道、農業集落排水処理施設）の処理区域内である場合は、下水道管理者と協議するものとする。

第6 農業用施設

1) 既設農業用施設の保護

1. 開発行為により、農業用の用排水路に、し尿処理水、工場排水（以下「汚水」という。）を放流する場合で、かんがい用水が水質の汚染によって農業

上支障をおよぼすおそれがあると認められるときは、必要な処置又は施設を設置すること。

2) 管理者又は水利権者との協議等

1. 農業用の用排水路、河川等に雨水、汚水を放流する場合は、あらかじめ管理者並びに水権利者、農業用水使用関係者等と協議するとともに許可または同意を得ること。

3) 農業用施設等の設置

1. 開発区域内外の農業用施設の整備については、次の各号によるものとする。
 - (1) 開発区域内およびその周辺の農道・溜池、用排水路、取水堰等の農業用施設に支障のないよう計画すること。
 - (2) 工事中において周辺の営農活動に支障をおよぼさないよう、地元関係者と工事期間および施行方法等について十分協議し施工すること。
 - (3) 農道は農作業での運搬、通行に支障がないこと。
 - (4) 水路には、管理上必要な敷地が確保されていること。
 - (5) 開発区域に隣接する農道、水路等で、開発区域外にあって、開発により影響が及ぶと認められる農業用施設は、管理者と協議のうえ必要なものを整備し、維持管理について明確にするとともに、管理体制を明らかにすること。
 - (6) 開発工事において、水路の機能が低下しないよう、水路の構造・断面および工事の施工方法、工程等について管理者と十分に協議すること。
 - (7) 開発行為の施行により農業用施設に土砂が流入しないよう、土砂流出防止施設が設けられていること。また、土砂が流出し、農業用施設に支障を生じたときは、速やかに機能回復の措置を講ずること。なお、復旧工法等については、管理者に協議のうえ必要な指示を受けること。
 - (8) 農業用の用排水路を洪水時の排水路として利用する場合は、流域を調査し、洪水時の排水が可能な断面を水路の下流まで確保すること。なお、断面の決定は雨水排水基準により検討すること。
 - (9) 農業用施設等を設計するときは、土地改良事業計画設計基準（農林水産省・農林振興局）等によること。

4) 溜池流域の開発

1. 溜池の流域を開発する場合、次の各号によるものとする。
 - (1) 原則として溜池に汚水を放流することは認めない。
 - (2) 原則として溜池は、開発区域の洪水調整池としないこと。

- (3) 開発行為によりかんがい用水の枯渇を招く恐れがある場合は、かんがい用水の従前の水量が確保できる施設を設けること。
- (4) 開発行為により土砂が流出し、溜池に支障が生じたときは、原形復旧すること。
- (5) 開発行為により溜池に土砂が流入する恐れがある場合は、土砂流出防止施設を設けること。
- (6) 工事は非かんがい期に施行すること。また、流域の変貌によって貯水量が増加する場合は、溜池の安全を保つよう改修すること。

第 7 廃棄物集積所

1) ごみ集積ステーション場所の確保

- 1 . 開発行為等による宅地造成については、市がごみ集積ステーションの設置を推奨していることから、概ね 1 0 ~ 2 0 戸を基本とした設置場所の確保をすること。

第 8 防犯施設

1) 防犯灯設置基準

- 1 . 開発行為等による宅地造成地域における防犯灯は、建物が建つまでは新設されない。

造成後、住宅が張り付いた時点で、夜間における犯罪が起きるおそれのある箇所または交通事故の発生のおそれがある場合、原則として電柱 1 本おきに設置するものとする。

第 9 消防水利施設

1) 消防対策

- 1 . 開発区域の面積が 0 . 3 h a 以上の場合、開発行為者は、当該施設に消防水利及び消防車両等の進入路を確保するものとする。

2) 消防水利の基準

- 1 . 開発区域内に設ける消防水利は、原則として防火水槽及び消火栓とし、周辺の水利事情等を勘案して設置指導するものとする。なお、その設置については「消防水利の基準」(昭和 3 9 年消防庁告示第 7 号)に準ずるものとする。ただし、開発区域の面積が、次の各号の一に該当する場合には、防火水槽 1 基以上を含めて設置するものとする。

(1) 開発区域の面積が 0 . 5 h a 以上の場合。

(2) 開発区域の面積が 0 . 3 h a 以上で、隣接する既存開発区域の面積を合算して前号の規模に該当し、かつ、地形上当該区域と一体をなし

ていると認められる場合。

3) 防火水槽の規格等

1. 開発区域内に設ける防火水槽の規格等は、原則として「国が行う補助の対象となる消防施設の基準額」(昭和29年総理府告示第487号)によるほか、次の各号によるものとする。

(1) 防火水槽は、地下式有蓋とし、消防ポンプ車が容易に部署できる位置に設け、公園用地等に設けるものにあつては、覆土1m以上とすること。

(2) 吸管投入口は2箇所とし、消防本部指定の蓋を取り付けること。

(3) 吸管投入口から水槽内へ降りるためのさび止めを施したタラップを取り付けること。

4) 消火栓の規格等

1. 開発区域内に設ける消火栓の規格等は、かほく市水道事業給水条例によるほか、消防本部と協議し所定のものを設置すること。また、消防本部指定の蓋を取り付けること。

5) 消防水利の標識等

1. 消火栓及び防火水槽には、その直近に所定の標識を設けること。

6) 進入路

1. 開発区域に設ける消防車両等の進入路(以下「進入路」という)は次の各号によるものとする。

(1) 進入路は、原則として有効幅員4m以上とすること。

(2) 開発区域内に地階を除く階数が3以上の建築物が計画されている場合には、前号の進入路の有効幅員は5m以上とし、当該進入路は消防車両の重量(25t)に耐えること。

(3) 進入路は、道路又は通路を兼ねることができるものとする。

(4) 進入路は、原則として行き止まりとしないこと。

(5) 進入路は、有効な角切りを施すこと。

第10 住区の構成

1) 住区の構成

1. 開発区域は、区域の規模および周辺の実情に応じて、機能的な住区を構成するように計画する。

2) 街区の規模

1. 戸建住宅の街区は、住区の状況を考慮して配慮し、1街区の規模は、長辺は44～120メートル、短辺は15～30メートルとし、4～20画地を標準とする。

3) 画地

1. 画地の面積は、1区画最小敷地面積150㎡以上とする。

第11 その他

1) その他用地(法定外公共物)

1. かほく市法定外公共物管理条例施行規則による許可申請で下記の書類を提出する必要がある。

- (1) 工作物を新設し、改築し、又は除却する場合にあっては、当該工作物の設計図(除却の場合にあっては、構造図)及び工事の施工方法を記載した書類。
- (2) 土石その他の産出物を採取する場合にあっては、採取量の積算の基礎及び採取方法を記載した書類。
- (3) 当該申請に係る行為に関して他の行政庁の許可、認可等の処分を必要とする場合にあっては、これらの処分を受けていることを証する書類。
- (4) 当該申請に係る法定外公共物についての利害関係人(区長、生産組合長、隣接者)の同意書。
- (5) 全各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類。

2) 国土調査法第19条5項指定に伴う協議

1. 大規模な宅地の開発行為(1ha以上)の確定測量による成果について、国土調査法第19条第5項の指定を受けるため、市長と協議すること。